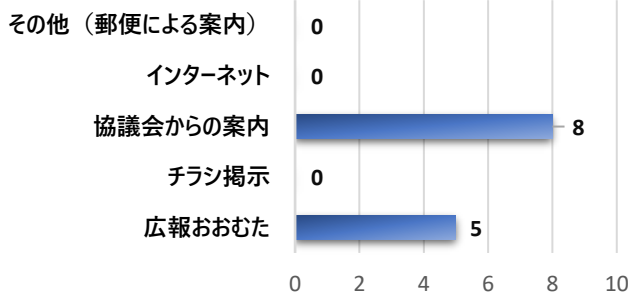
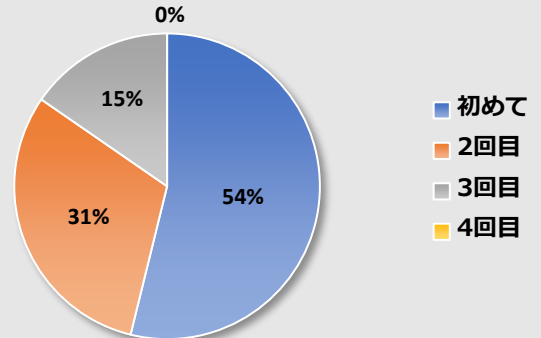


(1) 相談会はどのようにして知りましたか (n=13)



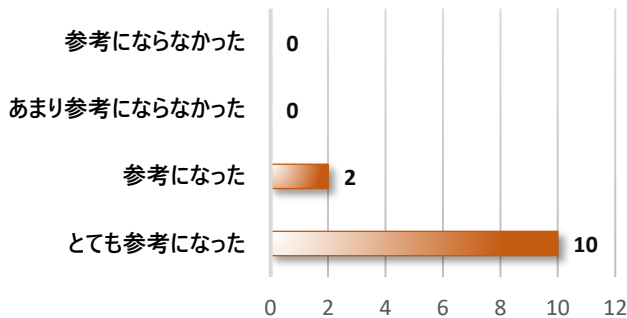
開催周知については協議会からの案内と広報おおむたが効果的である。

(2) 今回の相談会は何回目の参加ですか？ (n=13)



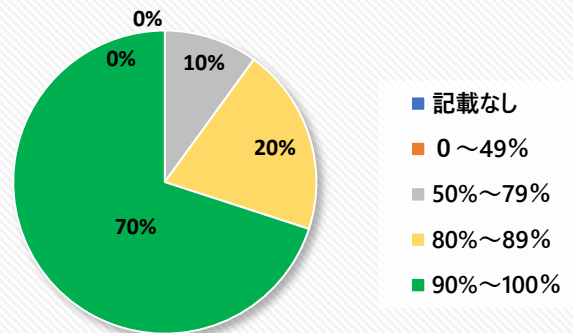
今回の相談者は、「初めて相談する」が約半数であった。一方、複数回の相談者は、利活用希望から除却解体・売却の相談に変化した人が見られたが、贈与手続きが済んでいないケースが多かった。

(3) 相談会の対応はいかがでしたか？ (n=12)



対応については、毎回「とても参考になった」との意見が多数を占める。各専門職種による対応により、適切な情報提供ができていると考えられる。

(5) 今日の相談会の満足度を教えてください (n=9)



満足度については、9割の方から80%以上の評価を得ている。未記載者が4名いたのが気になる。

(3) 相談会の対応はいかがでしたか？（自由記述）

- ・前回から進歩した。
- ・専門の方々からいろいろな話が聞けてよかった。
- ・これからすべきことが具体的になりました。
- ・会場（えるる）が駅から近くてよかった。

(4) 相談会について気づかれたことを何でもご記入ください。（自由記載）

- ・重い腰があがりそうな相談会でした。ありがとうございました。
- ・丁寧に説明いただきよわかりました。ありがとうございました。
- ・福岡であればいいなと思います。

【雑感】

・相談内容は、老朽化による売却や解体意向の相談者が多かった。昨年度の相談会同様、所有権が親の名義のままとなっており、相続に伴う所有権移転がなされていないケースが散見された。ある相談者（地主）のケースでは、借地上に老朽化した建物が残っており、建物所有者は身寄りのない生活保護（預金ゼロ）世帯で解体費が捻出できないとのことだった。このように空き家問題は司法の問題を含んでいるケースが多々あり、法律の専門家（司法書士など）の存在は欠かせないことから、次回から各テーブルに配置できるように調整したい。

・無料相談会の特徴は、「どうかなるだろう！」という空き家所有者に対して、「今どうにかしておかないと大変なことになる！」ということの気づきを与える場でもある。民法改正に伴う相続登記の義務化に対応するとともに、所有者の重い腰を上げさせるためにも、引き続き相談会を開催する意義は大きい。さらに人口減少縮退社会にある大牟田市で、住宅政策の一環として空き家問題に取り組む必要性を感じた。

・無料相談会の目的の一つは、中古住宅市場で流通していない利活用できる空き家の発掘であるが、相談の多くは老朽化が進展しているCランク相当の物件が多い現状にある。使える空き家が少ない現状から、相続登記義務化のチラシを案内文書に同封するなど、所有者に対する意識を変えるための工夫が必要と思われる。